

西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、総合的な治水対策の一環として、雨水の流出抑制及び雨水の地下浸透を推進し、並びに雨水の有効利用及び良好な水循環を図り、もって環境の保全に資するため、西尾市下水道事業補助金交付規程（令和2年西尾市下水道事業管理規程第14号）において準用する西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところにより、雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）を設置するものに対し、毎年度予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設設置奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽）及び単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽で浄化槽法第3条の2に該当するもの及び単独浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に該当するもの）をいう。
- (2) 雨水貯留施設 浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）を雨水貯留槽に転用し、又は市販の雨水貯留槽（雨水貯留専用のもので集水器具及び接続管、蛇口並びに水抜き管を含む）を設置することにより、雨どいから雨水を流入させ、河川及び水路への流出を抑制し、雨水の有効利用ができる施設をいう。
- (3) 雨水浸透施設 雨水を地中に浸透させるための施設で次の施設をいう。
 - ア 雨水浸透ます、浸透管及び浸透側溝（浸透孔を有し、周囲を充填材料等から構成されるもの）
 - イ 透水性舗装（露天において透水性の高い材質によって構成される舗装で、駐車場、歩道等の地表に施工されるもの）
- (4) 排水設備 西尾市下水道条例（平成3年西尾市条例第23号。以下「条例」という。）第3条第6号又は西尾市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成3年西尾市条例第24号）第3条第6号に規定する排水設備をいう。
- (5) 設置工事 雨水貯留施設又は雨水浸透施設の設置を行う工事をいう。
- (6) 改造工事 既存浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次のものをいう。
 - ア 浄化槽内部の汚泥のくみ取り及び清掃

- イ 浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事
- ウ 雨水の集水及び余水吐の配管又は開きよの設置工事
- エ ポンプ及び水栓の設置並びに配管工事

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市内の宅地又は雑種地（以下「宅地等」という。）に設置する雨水貯留浸透施設等とし、補助金の額は、別表に定める額とする。ただし、補助金の合計金額は一団の土地（以下「1宅地」という。）につき10万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 既設の雨水貯留浸透施設を作り替えようとする場合
- (2) 雨水貯留浸透施設の設置について、この要綱に定める補助金以外の補助金の交付を受けることができる場合又は既設の雨水貯留浸透施設について移転補償金を受けることができる場合
- (3) 法令又は宅地開発等に関する許認可において設置を義務付けられている場合
- (4) 申請に係る土地が公共下水道又は農業集落排水の供用区域であり、当該公共下水道又は農業集落排水への接続が行われていない場合
- (5) 仮設の建築物などに設置する場合
- (6) その他下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が補助金の交付を不相当と認めた場合

(補助対象区域)

第4条 補助対象区域は、市内全域とする。

(補助対象者)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、補助対象区域内において土地又は建築物を所有し、又は使用しているもので雨水貯留浸透施設の設置を行おうとするもの（以下「補助対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象としない。

- (1) 上下水道料金及び市税等の一部又は全部を滞納しているもの
- (2) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。)

- (4) 暴力団員が役員となっているもの
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
(補助の交付申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、雨水貯留浸透施設に係る工事の着手前に補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、既存浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合は、排水設備の下水道等排水設備等確認(変更確認)申請書と同時に提出しなければならない。

- (1) 工事場所の位置図及び工事の概要を示す図面(配管工事等の平面図、横断面図、構造図等)
- (2) 収支予算書及び見積書(物品購入、設置工事及び改造工事に関するもの)
- (3) 雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真(状況が把握できるもの)
- (4) 雨水貯留浸透施設の設置を行う場所が借地である場合は、当該土地所有者の承諾書
- (5) 西尾市税の完納証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (6) 誓約書
- (7) その他管理者が必要と認める書類
(排水設備確認申請の省略)

第6条の2 条例第6条ただし書に定める申請とは、第6条の規定による補助金交付申請とする。

(補助金の交付決定及び通知等)

第7条 補助金の交付の決定及びその通知は、規則第5条の規定に基づき交付の決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 管理者は、補助金の交付を決定する場合は、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 設置された雨水貯留浸透施設を7年以上存続させ、その保全に努めること。
- (2) 設置された雨水貯留浸透施設の点検、清掃等の維持管理を行うこと。
- (3) 市が行う雨水貯留浸透施設の状況調査に協力すること。
- (4) 前号の状況調査の結果により市が行う指導又は助言に従うこと。
- (5) 設置された雨水貯留浸透施設を廃止し又は変更しようとする場合は、あらかじめ管理者の承諾を得ること。
- (6) 設置された雨水貯留浸透施設を第三者に譲渡しようとする場合、補助金の

交付の条件として付された事項を当該第三者が遵守することを誓約した書面を添えて管理者に届け出ること。

- 3 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、第1項の規定による交付決定通知を受けた日以降に、雨水貯留浸透施設の購入及び工事を開始しなければならない。

（内容変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、雨水貯留浸透施設の内容の変更（施設の廃止及び施設使用の中止を含む。）をする場合は、規則第8条の規定に基づき取り扱うものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、設置工事及び改造工事が完了した日から30日又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに補助事業等実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 雨水貯留浸透施設の設置工事及び改造工事の収支清算書、位置図、完了図面（配管工事等の平面図及び断面図並びに浄化槽本体の改造があった場合はその断面図）
- (2) 工事写真（工事着手前、工事中及び工事完了後の写真）
- (3) 設置工事及び改造工事、雨水貯留槽にあっては材料購入に係る領収書（明細書を含む）の写し

（検査）

第10条 管理者は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し検査を行わなければならない。

- 2 前項の検査が不合格となった場合、市は補助事業者に対し施設の手直し等の指導を行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の検査に合格したときは、補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。

（管理協定の締結）

第12条 補助事業者が前条の請求書を提出するときは、雨水貯留浸透施設の管理に関する協定書2通に記名押印して管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の協定書は、補助事業者及び管理者が記名押印し、それぞれ各1通を保管するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金等の返還）

第13条 管理者は、補助事業者が規則第13条又は次の各号のいずれかに該

当するときは、補助金等の交付の決定額の全部もしくは一部を取消し、又は既に交付した補助金等の全部もしくは一部を返還させなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 第5条第2項第3号から第5号までに該当するものであることが判明したとき
- (4) 第10条の検査に合格しないまま当該年度末となったとき
- (5) その他管理者が補助金の交付を不相当と認めたとき
(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助金を交付日から起算して7年以上継続して、補助金が交付された施設の保全に努めなければならない。

2 管理者は、補助事業者が7年以内に雨水貯留浸透施設を廃止したときは、既に交付した補助金を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の処置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 目	対象経費	施設要件	補助単価
雨水貯留施設 （既存浄化槽転用 雨水貯留槽）	固定式ポンプ、改 造工事に要する材 料費、工事費、諸 経費		1宅地当たり 改造工事に要した 経費に3分の2を 乗じて得た額。た だし、10万円を 上限とする。
雨水貯留施設 （雨水貯留槽）	雨水貯留槽の設置 （基礎・架台を除 く）、雨水の集排 水のための配管等 に要する材料費、 工事費、諸経費 （個人施工は、工 事費、諸経費を除 く）	容量、1基当たり 100リットル以 上	1基当たり 設置に要した経費 に3分の2を乗じ て得た額。ただし、 7万円を上限とす る。 2基以上設置する 場合は、1宅地当 たり10万円を上 限とする。
雨水浸透施設 （雨水浸透ます）	雨水浸透ますの設 置、雨水の集排水 のための配管等に 要する材料費、工 事費、諸経費	構造150ミリメ ートル以上 深さ400ミリメ ートル以上	1宅地当たり 設置に要した経費 に3分の2を乗じ て得た額。ただし、 10万円を上限と する。
雨水浸透施設 （雨水浸透管）	雨水浸透管の配管 のための材料費、 工事費、諸経費	口径100ミリメ ートル以上	
雨水浸透施設 （浸透側溝）	雨水浸透U型側溝 の設置に要する材 料費、工事費、諸 経費	構造150ミリメ ートル以上	
雨水浸透施設 （透水性舗装）	透水性舗装の材料 費、工事費、諸経 費	露天であること 面積10平方メー トル以上	
その他の類似施設 （上記施設と同等 の効果があると認 められるものに限 る）			同等施設の額に準 ずる

備考 1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

補助金交付決定の前に購入した資材等の費用は、補助の対象にはなりません。

補助金等交付申請書

年 月 日

（宛先）西尾市長

住 所

申請者 氏 名
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

年度雨水貯留浸透施設設置事業を行うため、西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	金 円				
事業の目的	雨水貯留浸透施設設置のため				
事業の内容	施工場所 西尾市		敷地面積		m ²
	施設名	形状寸法	数量	単位	摘要
添付書類 1 事業計画書、2 収支予算書、3 位置図、4 工事の概要図面（平面図・横断図・構造図等）、5 雨水貯留浸透施設等は配置図及び現地写真、6 雨水貯留浸透施設の設置を行う場所が借地である場合は、当該土地所有者の承諾書、7 工事費見積書、8 西尾市税の完納証明書、9 誓約書、10 その他市長が必要と認める書類（チェックシート含む）					

事業計画書及び収支予算書

1 事業計画

雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付申請事業計画は下記のとおりです。

補助対象	種目	雨水貯留施設		雨水浸透施設				その他
		既存浄化槽転用	市販雨水貯留槽	浸透ます	浸透管	浸透側溝	透水性舗装	
	区分	単独 合併	100%以上	口径150mm 深さ400mm 以上	口径100mm 以上	内法150mm 以上	面積10㎡ 以上	
数量	㎥ 基	ℓ 基	基	m	m	㎡		
工事予定期間		年 月 日 から 年 月 日						
施工業者名等		所在地						
		名称						
		電話番号						

2 収支予算

雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付申請収支予算は下記のとおりです。

1 収入の部

単位：円

科目	数量	予算額	摘要
1 市補助金			
2 自己資金			
計			

2 支出の部

単位：円

科目	数量	予算額	摘要
1 工事費			
2 諸経費			
3 消費税			
計			

補助金等交付決定通知書	
第 年 月 日 号 日	
様 西尾市長	
年 月 日付で交付申請のあった 年度雨水貯留浸透施設設置事業補助金等については、西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定します。	
記	
交付決定額	金 円
事業等の名称	雨水貯留浸透施設設置事業
交付条件	1 設置された雨水貯留浸透施設を7年以上存続させ、その保全に努めること。 2 設置された雨水貯留浸透施設の点検、清掃等の維持管理を行うこと。 3 市が行う雨水貯留浸透施設の状況調査に協力すること。 4 前号の状況調査の結果により市が行う指導又は助言に従うこと。 5 設置された雨水貯留浸透施設を廃止し、変更しようとする場合は、あらかじめ管理者の承諾を得ること。 6 検査証終了後に雨水貯留施設及び雨水浸透施設の管理に関する協定書を2通作成し提出すること。

備考

- 1 補助事業者は、雨水貯留浸透施設設置事業の計画を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業等計画変更届（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は翌年度の2月末日のいずれか早い期日までに補助事業等実績報告書（様式第5号）を提出し、その検査を受けなければならない。
- 3 補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第6号）を提出すること。

補助金等変更交付決定通知書		
		第 号 年 月 日
様 西尾市長		
<p>年 月 日付け第 号で通知した 年度雨水貯留浸透施設設置事業補助金等については、西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付要綱第 条の規定により、下記のとおり変更交付することを決定します。</p>		
記		
区 分	変 更 前	変 更 後
交付決定額	金 円	金 円
事業等の名称	雨水貯留浸透施設設置事業	雨水貯留浸透施設設置事業
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置された雨水貯留浸透施設を7年以上存続させ、その保全に努めること。 2 設置された雨水貯留浸透施設の点検、清掃等の維持管理を行うこと。 3 市が行う雨水貯留浸透施設の状態調査に協力すること。 4 前号の状態調査の結果により市が行う指導又は助言に従うこと。 5 設置された雨水貯留浸透施設を廃止し、変更しようとする場合は、あらかじめ管理者の承諾を得ること。 6 検査証終了後に雨水貯留施設及び雨水浸透施設の管理に関する協定書を2通作成し提出すること。 	

備考

- 1 補助事業者は、雨水貯留浸透施設設置事業の計画を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業等計画変更届（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は翌年度の2月末日のいずれか早い期日までに補助事業等実績報告書（様式第5号）を提出し、その検査を受けなければならない。
- 3 補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第6号）を提出すること。

補助事業等実績報告書

年 月 日

（宛先）西尾市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金等の交付決定を受けた 年度
 雨水貯留浸透施設設置事業が完了したので、西尾市雨水貯留浸透施設設置奨励補助
 金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

施 工 場 所				
施 工 期 間				
交 付 決 定 額				
精 算 額				
事業等の実績及び効果				
施 設 名	形 状 寸 法	数 量	単 位	摘 要
施 工 業 者 名 等	所 在 地			
	名 称			
	電 話 番 号			
添 付 書 類	1 収支精算書 2 位置図 3 工事完了図面（平面図、横断図、構造図等） 4 工事写真（工事着手前、工事中及び工事完了後） 5 設置及び改造工事に係る領収書等（明細書を含む）の写し			

収 支 精 算 書

1 収入の部

単位：円

科 目	予算額	精算額	摘 要
1 市補助金			
2 自己資金			
計			

2 支出の部

単位：円

科 目	予算額	精算額	摘 要
1 工事費			
2 諸経費			
3 消費税			
計			

誓約書

年 月 日

（宛先）西尾市長

住 所

氏 名

生年月日

私は、下記のいずれにも該当する者ではありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、下記に該当するかどうかの確認のため、西尾警察署長に照会がなされることに同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

チェックシート

	確 認 項 目	自主確認	市確認
1	申請地は宅地又は雑種地である	はい・いいえ	
2	下水が使える区域（農業集落排水加入者を含む）の場合、 接続済である	はい・いいえ	
	下水が使える区域（農業集落排水加入者）ではない		
3	雨どいから雨水を流入させ、雨水を有効活用できる	はい・いいえ	
4	既設の雨水貯留浸透施設の作り替えではない	はい・いいえ	
5	設置に、本申請補助金以外の補助金又は補償金を受けていない	はい・いいえ	
6	法令又は宅地開発等の許認可において、雨水貯留浸透施設の設置を義務付けられていない	はい・いいえ	
7	申請に係る土地の所有者等が暴力団員、暴力団員と密接な関係者ではない	はい・いいえ	
8	申請者は土地の所有者、建物の所有者又は使用者である	はい・いいえ	
9	仮設の建物ではない	はい・いいえ	
10	上下水道料金等（受益者負担金を含む）の一部又は全部の滞納はない	はい・いいえ	
11	国、地方公共団体その他これに準ずる団体ではない	はい・いいえ	
12	事業に着手（工事着手、物品の購入）していない	はい・いいえ	

下記の書類が揃っているか

1	補助金等交付申請書（様式第1号）	はい・いいえ	
2	事業計画書及び収支予算書	はい・いいえ	
3	位置図	はい・いいえ	
4	平面図、横断図、構造図等工事の概要を示す図面（横断、構造図に代えてカタログでも可）	はい・いいえ	
5	見積書（物品購入、設置工事及び改造工事に関するもの）	はい・いいえ	
6	雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）	はい・いいえ	
7	市税の完納証明書、誓約書（別紙1）	はい・いいえ	
8	設置を行う場所が借地である場合は、当該土地所有者の承諾書 ※借地でない場合は はい・いいえ に○を付けない	はい・いいえ	

設置工事が完了した日から30日又は2月末日のいずれか早い日迄に次の書類を提出できるか

1	補助事業実績報告書（様式第5号）	はい・いいえ	
2	収支精算書	はい・いいえ	
3	位置図	はい・いいえ	
4	完了図面（平面図、断面図、構造図等）	はい・いいえ	
5	工事写真（着手前、工事中、完了）	はい・いいえ	
6	事業に係る領収書（明細書を含む）の写し	はい・いいえ	

備考 上記を全て確認の上、申請書と同時に提出してください

写真は、周囲がわかる写真と施設の設置予定場所又は施設の写真を撮影してください